

※赤色のマーカーは、  
必須でご用意いただきたい  
資料になります。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例が令和6年4月1日から施行され、金属スクラップ等の再生資源物を屋外保管する屋外保管事業場（敷地面積が100m<sup>2</sup>を超えるもの）を設置する場合には、県知事の許可が必要となります。

ただし、施行日以前に既に再生資源物の屋外保管事業場を設置している場合、施行日から6か月以内（令和6年9月末まで）に既存屋外保管事業場届出書（以下「届出書」という。）により届け出ることにより、許可を受けたとみなす規定が設けられています。

届出書を提出する方は、以下の事項を参考に届出書及び添付書類を作成し、県廃棄物規制課施設指導グループ宛てに提出して下さい。

## 1 届出書の記載上の注意

### （1）保管する再生資源物並びにその保管量及び保管の高さについて

- ① 原材料ごとにその保管量（最大値）及び各保管単位における保管の高さの最高値を記載すること。
- ② 保管量について、混合物で保管する場合は、その重量割合に応じて保管量を計算すること。（金属のみ100m<sup>3</sup>と金属とプラスチックの混合物を100m<sup>3</sup>保管し、混合物の重量割合が1:1の場合は、金属の保管量は100m<sup>3</sup>+50m<sup>3</sup>=150m<sup>3</sup>、プラスチックの保管量は50m<sup>3</sup>と計算する。）
- ③ 保管の高さについて、混合物を保管する場合は、その最高の高さをそれぞれ記載する。（金属のみの保管の高さ4m、プラスチックのみの保管の高さ3m、金属とプラスチックの混合物を5mの高さまで保管する場合は、金属とプラスチックそれぞれの保管の高さは5mとなる。）

### （2）屋外保管事業場の設置に関する計画について

#### ① 屋外保管事業場の構造及び設備

「別添のとおり」と記載し、以下の図面や資料を添付すること。

- 屋外保管事業場の平面図
  - ・囲い、門扉、事務所、台貫、再生資源物の保管場所、その他の建築物、工作物が記載されていること。また、それぞれの名称やサイズを適宜記載するとともに、図面の縮尺を明記すること。
  - ・囲いについては、どの部分が外部から内部の保管状況が確認できる構造になっているか図示されていること。
  - ・再生資源物の保管場所について、三方の囲いに直接負荷部分がある場合、当該三方以外の方向から敷地境界線への水平距離が保管高さの2倍とられていることを示す図示すること。
- 囲いの構造が分かる資料
  - ・寸法、材質、外部から内部の状況が確認できる構造（金網、アクリル板、スリット・パンチング等）部分の設置位置や大きさ等が分かること。
- 門扉の構造が分かる資料
  - ・寸法、材質、構造が分かること。
- 再生資源物の保管スペースの容量及び構造等が分かる資料等

お手元に資料があればご用意ください。  
ない場合は当事務所で作成いたします。

- ・保管単位ごとに再生資源物の容積及びその計算方法がわかる図面及び計算式を添付すること。
- ・囲いに保管物の荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であることを証明する資料を添付すること。
- 囲い、門扉、事業場であることを表示する掲示板など、屋外保管事業場の構造及び設備の機能の維持管理に関する事項を記載したものを添付すること。
- ② **その他屋外保管事業場の構造等に関する事項**
  - ・再生資源物を処理（破碎、分解、圧縮、切断、溶融等）する施設があればその旨を記載するとともに、**処理施設の処理物、処理能力、構造等が分かる図面や資料**を添付すること。
  - ・処理施設の機能を維持管理に関する事項、その他屋外保管事業場の操業に関する事項（作業時間、交通安全対策、苦情対策、従業員教育等）を記載したものを添付すること。

### （3）屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画について

- ① 再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項
  - ・再生資源物の保管場所の底面を不浸透性の材質で覆う場合は、覆う範囲、材質名及び厚さ等が分かる図面・資料を添付すること。
  - ・囲いに保管物の荷重がかかる場合は、その材質及び構造耐力上安全であることを証明する図面・資料を添付すること。
  - ・その他再生資源物の飛散及び流出の防止のために設置しているものがある場合は、その内容が分かる図面・資料を添付すること。
  - ・上記の装置等の機能を維持管理のほか、飛散・流出防止のために実施する事項を定めたものを添付すること。
- ② 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
  - ・排水溝、油分離装置などの水処理装置の構造及び能力、浸透防止のための舗装箇所を示した平面図等を添付すること。
  - ・上記の装置等の機能を維持管理のほか、汚染・浸透防止のために実施する事項を定めたものを添付すること。
- ③ 火災の発生の防止に関する事項
  - ・消火器、スプリンクラー、火災報知機等の性能や設置個所を示した面図・資料
  - ・上記の装置等の機能を維持管理するための事項や、その他発火・延焼を防止するための措置を定めたものを添付すること。
- ④ 騒音又は振動等の発生の防止に関する事項
  - ・防音壁等の構造及び設置個所を示した図面・資料
  - ・低騒音・振動型重機を導入している場合は、その旨を記載するとともに、カタログ等の性能が分かる資料を添付すること
  - ・上記の装置等の機能を維持管理のほか、騒音・振動防止のために実施する事項を定めたものを添付すること。
  - ・操業時間を定めた規定を添付すること。
- ⑤ その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項
  - ・地震、台風などの災害時における保管物の崩落や飛散防止のための設備等があれば、

その旨を記載するとともに、その機能が分かる資料を添付すること。

・地震、台風などの災害時における保管物の崩落や飛散防止のために講じる措置について定めた規定を添付すること。

※ (2) 及び (3) に記載・添付した装置の機能を維持管理するために定めた事項やその他の措置を、「維持管理計画書」としてまとめ、添付するとわかりやすい。

## 2 添付書類について

1 で添付を求めた図面、資料等の外、下記の書類を添付すること。

- ① 当該屋外保管事業場の位置が分かる見取図（縮尺 1/3000 程度）
- ② 屋外保管事業場の敷地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
- ③ 届出者が屋外保管事業場の敷地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権利を有することを証する書面（賃借契約書等）
- ④ 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ⑤ 届出者が個人の場合は、住民票の写し（本籍地記載のもの）及び条例第 7 条第 1 項第 2 号アに該当しないことを証する書類（成年被後見人及び被保佐人で無いことの証明（登記事項証明書）など）
- ⑥ 届出者が条例第 7 条第 1 項第 2 号アからタまでに該当しない者であることを誓約する書面（次頁に誓約書様式を掲載）
- ⑦ 届出者が未成年者の場合は、その法定代理人の住民票の写し（本籍地記載のもの）及び条例第 7 条第 1 項第 2 号アに該当しないことを証する書類
- ⑧ 届出者が法人の場合は、役員の住民票の写し（本籍地記載のもの）及び条例第 7 条第 1 項第 2 号アに該当しないことを証する書類
- ⑨ 届出者が法人である場合で、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（本籍地記載のもの）及び条例第 7 条第 1 項第 2 号アに該当しないことを証する書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- ⑩ 届出者に第 11 条に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し（本籍地記載のもの）及び条例第 7 条第 1 項第 2 号アに該当しないことを証する書類
- ⑪ 届出日時点で保管している再生資源物及びその数量を記載した記録の写し
- ⑫ 条例施行日（令和 6 年 4 月 1 日）以前に当該屋外保管事業場が存在していたことを証明するもの（屋外保管事業場設置に係る工事記録、再生資源物の取引記録、撮影日時が条例施行日以前であることが分かる屋外保管事業場を写した写真など）

取引の帳簿や台帳を  
1年分ご用意ください

## 3 届出に係る相談について

- ① 届出を円滑に行うため、必ず廃棄物規制課と事前相談し、届出書の記載および添付書類等について確認を受けること。
- ② 上記相談で修正等を指示された場合は速やかに対応し、期限内の届出を行うこと。
- ③ 事前相談の日程調整については、事前に廃棄物規制課ホームページに掲載する既存屋外保管事業場届出調整表の空いている日程を確認の上、電子メールにより希望する日時を 3 つ程度提示して予約を申し込むこと。
- ④ 上記の電子メールを受けて、廃棄物規制課は相談日時を決定し相談者宛てに返信する。